

平成31年度事業計画

第1 事業計画の概要

平成31年度は、従来から掲げる外国人市民と日本人市民が互いの文化の違いを認め合いながら共存する多文化共生社会の実現に向けて、千葉市が平成29年12月に策定した「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」に基づき千葉市との連携を図り事業を進める。また、平成31年4月施行の「改正出入国管理及び難民認定法」により外国人市民の増加が見込まれるため、国際交流プラザの機能強化として、多文化共生コンシェルジュを配置するなど対応を進めていく。

多文化理解推進事業では、多文化共生社会実現に向けて、交流サロン、姉妹都市との青少年交流、語学講座を実施する。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて関係団体との連携に係る事業を進めるほか、増加する外国人市民と日本人市民の相互理解、地域の多文化理解に関する事業を実施する。

外国人市民支援事業では、外国人市民が地域の一市民として日本人市民と共に生活できるようにするため、日本語学習支援、外国人生活相談、外国人法律相談、外国人留学生交流員や災害時外国人市民支援に係る事業を実施する。特に、法律相談では、弁護士に加え新たに社会保険労務士などの専門家による相談を増やし対応していく。

市民活動支援事業では、市民が個々に有する能力を有効に活用し、地域に根ざした国際交流・国際協力事業の推進を図るため、ボランティアの登録・コーディネート等を行うとともに、ボランティア向けの研修や国際交流・国際協力活動をするボランティア団体を支援する。

情報収集・提供及び調査では、外国人に対する情報発信の充実と協会の認知度向上を図るため、ホームページ運営、協会情報誌及び、千葉市生活情報誌を発行するほか、情報ラウンジにおける市民間の情報交換、交流の場を提供する。

受託事業では、千葉市から「千葉市国際交流プラザ」の運營業務として「改正出入国管理及び難民認定法」の施行に伴い、増加が見込まれる外国人への総合相談等を行い、国際交流ボランティア育成業務として、「通訳ボランティア・フォローアップ講座」を開催するほか、国際交流ボランティアがより積極的・自立的に活動を展開できるように、中心となるリーダーを育成するため、国際交流ボランティア・リーダー会議を開催する。

また、文化庁からの「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施する。

第2 事業計画の内容

1 自主事業

(1) 多文化理解推進事業

ア 交流サロン

多文化理解を深めるため、交流会、イベントを通じた日本文化・外国文化の紹介、学校等への出前授業などにより、外国人市民と日本人市民が気軽にふれあい、交流する機会を設ける。

内 容	時 期	参加者	会 場
異文化交流サロン (親子三代夏祭りへ参加するほか、外国人との交流会や学校などにおいて文化紹介をする。)	5回/年	各回 20~100人	国際交流 プラザ他

イ 青少年交流（千葉市補助金）

姉妹都市と市民レベルでの交流を図り、次代を担う青少年がお互いの国の文化・歴史等について理解を深めるため、青少年交流事業を実施する。また、受け入れに際しては、親子三代夏祭りへ参加するほか、ホームステイ先の家庭のみならず、広く市民との交流ができるプログラムを組み市民の異文化理解の推進を図る。

都市名	時期	内容	人数等
ノースバンクーバー市(カナダ)	8月上旬(約2週間)	受入	高校生5人・引率1人
	8月上旬(約2週間)	派遣	高校生5人・引率1人
ヒューストン市(アメリカ)	8月上旬(約2週間)	派遣	中学生5人・引率1人
モントルー市(スイス)	7月下旬～8月上旬(約2週間)	受入	青少年5人・引率1人

ウ 語学講座

国際交流ボランティア活動の支援及び育成を図り、異文化理解を推進するため外国語の習得を希望するボランティアや賛助会員及び次代を担う青少年を対象に、語学サロンを開催する。

内 容		
英 語	英語サロン(初級)	16人(6回/講座)×1期
	英語サロン(中級)	16人(6回/講座)×1期
	英語サロン(文化紹介)	16人(3回/講座)×1期
中国語	中国語サロン(はじめての中国語)	16人(6回/講座)×2期
	中国語サロン(初級)	16人(6回/講座)×1期
韓国語	韓国語サロン(はじめての韓国語)	16人(6回/講座)×1期
スペイン語	スペイン語サロン(はじめてのスペイン語)	16人(6回/講座)×1期

エ 多文化共生推進

外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生を実現し、お互いに住みやすい社会を築いていくために行政、学校、ボランティア、自治会等の地域との連携を図り事業を進める。

多文化共生推進にかかる事業の説明や活動紹介、協会のボランティア制度やその重要性に対する理解促進を図るため、千葉市や他の関係団体が開催する各種イベントに参加するほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて関係団体との連携に係る事業を進める。

増加している外国人市民と日本人市民の相互理解を図るため、「やさしい日本語ガイダンス」を実施する。

(2) 外国人市民支援事業

ア 日本語学習支援

地域で生活する外国人市民が地域社会の構成員として社会参加できるよう、日本語支援(生活支援とコミュニケーション支援)を進めるため、日本語交流員(日本語ボランティア)と外国人参加者の1対1での対話・交流のほか、各種グループ(クラス)レッスン等を実施する。

新たに、技能実習生等を雇用する企業と連携し、日本語教室の実施を検討

する。

また、対話型の日本語交流を進めるために、地域の実情に合わせたオリジナル教材の開発に取り組む。

イ 外国人生活相談

言語や習慣の違いなどから生じる日常生活の悩み等について、外国人市民並びに日本人市民からの相談を窓口及び電話等で対応するほか、様々な情報提供を行うとともに、電話による区役所、保健所や学校などの公的機関と外国人市民との通訳及び「市役所コールセンター」への多言語対応の支援を行う。

更に、複雑化している外国人の相談内容に対応すべく、より専門的な相談対応のできる「多文化共生コンシェルジュ」の配置や多言語対応としてタブレット端末の翻訳機能を利用した相談対応を進めていく。

言 語	方 法	場 所
英語、中国、韓国語、スペイン語、ベトナム語、日本語	窓口、電話、Eメール	国際交流プラザほか

ウ 外国人法律相談

外国人市民が直面する法律的課題を解決するために、千葉県弁護士会の協力により、弁護士による無料法律相談を開催する。新たに、社会保険労務士による相談日を設け、労働関係における相談対応を開始する。

内 容	時 期	場 所
日常生活に関する一般法律相談（弁護士）	毎月1回	国際交流プラザ
労働関係に関する相談（社会保険労務士）	毎月1回	

エ 外国人留学生交流員（千葉市補助金）

市内大学に通う本市在住留学生を「千葉市外国人留学生交流員」に任命し、国際交流事業への参加を通じて多文化共生社会の実現に寄与する留学生社会のキーパーソンとして育成するとともに、学業の充実を目的として奨学金を支給する。（4人）

オ 災害時外国人市民支援

(ア) 防災知識等の啓発

ボランティアと外国人市民が協力し合い、災害を乗り越えるために災害時外国人支援情報コーディネーター（※）主導で防災訓練に参加するほか、防災教室を実施するなど、啓発活動を進める。

※総務省による同コーディネーター研修受講の協会職員

- (イ) 避難行動要支援者名簿掲載申請手続き及び個人情報の取扱いに関する協定（平成26年6月30日締結）に基づく事業を進める。
- (ウ) 千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定（平成26年8月28日締結）に基づく事業を進める。

(3) 市民活動支援事業

ア ボランティアコーディネート

市民が個々に有する能力を有効に活用し、ボランティアによる地域に根ざした国際交流・国際協力事業の推進を図るため、日本語、通訳、翻訳や文化紹介等のボランティア登録を推進し、活動のコーディネートを行う。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて千葉市が取り組む海外からの観光客を誘致する「インバウンド」の推進に向け、通訳ボ

ランティアのコーディネートなどを実施するほか、「千葉市行動計画」に基づき来業者に対する多言語対応によるおもてなしの充実をめざす。

内 容	紹 介 先	時 期
日本語・通訳・翻訳・災害時語学・ホームステイ・ホームビジット・文化紹介・国際交流支援	公的機関や教育機関等	随時

イ ボランティア研修

登録日本語ボランティア(日本語交流員)の資質向上とボランティア活動の活性化を図るため、対話型学習活動の普及促進を目的とした講座を開催する。併せて、対話型の日本語クラスを進行できる人材の育成を図るための講座を開催する。

内 容	
新基本講座(基礎編)	15人 2H(3回/講座)×3期
新基本講座(実践編)	6人 2H(2回/講座)×3期
クラス支援者研修(読み書き・初級)	4人 1.5H(2回/講座)×6期

ウ 国際交流・国際協力団体活動助成(千葉市補助金)

市内のボランティア団体による在住外国人支援活動・国際協力・国際交流の促進を図るため、事業に要する経費の一部を助成する。

エ ちば市国際ふれあいフェスティバル支援

外国人市民と日本人市民の交流の場を創出するとともに、参加団体の活動を活性化させることを目的として、市内で活動する国際交流・協力団体で構成する「ちば市国際ふれあいフェスティバル運営協議会」が開催する「ちば市国際ふれあいフェスティバル」に、事務局として支援する。

オ 日本語教室ネットワーク

日本語学習を希望する外国人市民への利便及び市内の日本語教室や国際交流・協力ボランティア団体等への支援を図るため、各種の情報提供を行う。

(4) 情報収集・提供及び調査

ア ホームページ運営

外国人市民の生活に必要な情報や協会の事業内容等について、ホームページやFacebookなどを通じて幅広く発信する。特に災害に係る情報については、千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定に基づき、市の情報に合わせて随時に対応できるようにする。

内 容	時 期
協会事業、生活情報、イベント情報、災害時情報等 (日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ベトナム語)	通 年

イ 協会情報誌発行

協会事業の案内や報告、国際交流・理解等に関する情報を幅広く広報するため、情報誌「ふれあい」を日本語で発行する。

発 行	発行部数	配布方法
年 3 回	3,000 部/回	市役所、区役所、市民センター、コミュニティセンター、市内大学での配置、賛助会員への送付、ホームページからのダウンロード等

ウ 千葉市生活情報誌発行

外国人市民に対し、市政だよりを始めとする有益な生活情報を英語、中国語、

やさしい日本語で提供する。

発行	発行部数	配布方法
毎月	350部/月	市役所、区役所、保健福祉センター、市内大学、日本語教室等での配布、ホームページからのダウンロード等

エ 情報ラウンジ

国際交流・協力団体活動やイベント、ボランティア活動などについての情報交換や外国人市民と日本人市民の交流の場を提供する。

内 容	場 所
ボランティア活動資料、日本語学習教材、行政サービス資料、国際交流・国際協力関係資料等、ふれあいボード（市民間情報交換用掲示板）	国際交流プラザ情報ラウンジ

2 受託事業

(1) 千葉市からの委託事業

ア 国際交流プラザ運營業務

外国人市民の生活相談（在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活等や言語や習慣の違いなどから生じる日常生活の悩み等）、法律相談（弁護士及び社会保険労務士による専門相談）や生活情報、市民間交流の場の提供、会議室の利用に関する事など千葉市の多文化共生・国際交流・国際協力活動の拠点施設である「千葉市国際交流プラザ」の運營業務を行う。

「改正出入国管理及び難民認定法」の施行に伴い、増加が見込まれる外国人への総合相談窓口として、国際交流プラザの機能強化を行う。

イ 国際交流ボランティア育成業務

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた外国人来葉者の受入体制強化のため、通訳ボランティア数の増加とより高度な通訳を行える国際交流ボランティア育成を目指す「通訳ボランティア・フォローアップ講座」を開催するほか、国際交流ボランティアがより積極的・自立的に活動を展開できるように、中心となるリーダーを育成するため、「国際交流ボランティア・リーダー会議」を開催し、コミュニティ通訳として活動できるように基盤づくりを進めていく。

(2) 文化庁からの委託事業

ア 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

外国人市民支援事業における日本語学習支援及び市民活動支援事業におけるボランティア研修の中で事業を実施するほか、地域の実情・外国人の状況に応じた教材の作成に取り組んでいく。